

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年12月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Autumn Budget 2017 日系企業グループへの影響

英国財務大臣のフィリップ・ハモンド氏は、英国経済の成長率の鈍化を鑑み、秋季としては初となる予算案を2017年11月22日に発表した。今回の予算案の発表は、英国がビジネスにとって最適なロケーションである点を強調しつつ、主に英国税制の強化を推進したものとなった。

財務大臣は、すでに発表済みであった税制改正については2017年12月1日に公表される財政法案に含まれる予定である一方で、今回新たに発表された改正点については2018年7月にドラフト法案が発表される予定であると述べた。

本ニュースレターでは、今回の秋季予算案の中から、特に日系企業グループに対する影響が大きいと考えられる項目について解説を行う。各項目の詳細については、下記特設サイトを参照のこと。

>> [UK Autumn Budget 2017](#) (デロイト UK ウェブサイト(英語))

1. ビジネス・タックス

(1) 法人税率

財務大臣はG20の中で最も低い法人税率を提供することによって、英国の競争力を維持することを保証するために、これまでなされた政府のコミットメントを繰り返し表明した。そのため、すでに法制化されている2020年4月1日からの17%への法人税率引下げについての変更は発表されていない。

日系企業にとっては、現行法上「20%未満」にトリガー税率が設定されている日本の外国子会社合算税制及び本税制の改正後における影響について、場合によっては引き続き検討を必要とするものとなる。

(2) 英国非居住者に対するロイヤルティ支払への源泉税

英国国内売上につながる英国非居住者に対するロイヤルティの支払に関して源泉課税の対象となる、新たな規制が導入される予定である。この改正は特にデジタル経

済に係る企業を対象としたものだが、低税率国や非課税となる税務管轄区に対するロイヤルティの支払に幅広く影響を及ぼすと考えられる。

グループ企業が英国内に課税対象となる事業体を持たない場合であっても、(適用可能な租税条約がある場合を除き)源泉税の課税対象となる。2017年12月1日に意見募集対象となる草案が公開され、2019年4月から施行開始される予定である。

(3) ハイブリッド ミスマッチ

財務大臣は、ハイブリッド ミスマッチ ルールに対するいくつかの改正を発表した。

2018年1月1日から施行される2つの改正内容が発表された。1つ目の改正点は、ハイブリッド ミスマッチ ルールの観点からは0%課税対象の取引は含まれないことの確認であり、2つ目は多国籍企業に関する法令の適用範囲を明確にすることである。

また、源泉税につきハイブリッド ミスマッチ ルールの観点からは対象外とすること、特定の状況下においてハイブリッド ミスマッチの恩恵を受けた受取先企業に関して生じる制限の改正や、その他にもいくつかの改正が発表されている。これらの変更は、2017年1月1日に遡って適用開始となる。

(4) 支払利息の損金算入制限制度

2017年11月に法制化され、同年4月1日に遡って適用開始された支払利息の損金算入制限(Corporate Interest Restriction: 以下「CIR」)制度においても、いくつかの改正が発表された。これらの変更は意図しないミスマッチを解消し、公的インフラ事業に関する控除制度(Public Benefit Infrastructure Exemption)をより適用可能なものとするを目的としている。

CIR制度は複雑であり、HMRC(英国歳入関税庁)及び英国財務省との協議の結果、会計と税務上の取扱いの間に多数のミスマッチや食い違いが発生する可能性があることが確認されている。今回の改正で提案されてい

る変更点はそのうちのいくつかに対処するものではあるが、今後も引き続き制度改革が予想され、企業は継続的に CIR 制度の内容をモニターする必要があるといえる。

ただし、ほとんどの企業にとって CIR 制度に関する基本的な運用に関して影響を与えるような改正は発表されていない。

(5) 試験研究開発費(R&D)税制

大企業向けの試験研究開発費に係る控除制度(R&D Expenditure Credit: 以下「RDEC」)は、2018年1月1日以後、控除割合が11%から12%に引き上げられる。この変更により、税引後利益の控除割合が、適格研究開発費の額に対し8.91%から9.72%に引き上げられることとなる。また、2020年4月以後の法人税率の引下げにより、税引後利益の控除割合がさらに9.96%まで引き上げられることとなる。

このRDECの控除割合の引上げは、英国におけるイノベーションと技術革新への投資に対する政府の継続的な支援の姿勢を示すものといえる。

また、多くの企業にとって歓迎すべき内容となる、RDECの適用申請につきその後3年間にわたり有効となる新たな事前合意制度の試験的な導入が開始される予定である。

(6) 無形資産に関する制度の見直し

英国の無形資産に関する制度は、最後の改正からすでに15年以上が経過しており、政府は知的財産への投資をより効果的に支援するためにさらなる改正の必要性を判断するため、制度の見直しについての協議を開始することを発表した。

また、2017年11月22日以後発生する関連当事者間におけるライセンス契約が、双方において税務上市場価値に基づき評価され、現金取引及び現金を伴わない取引が一貫して処理されることを確保するための規制が導入される。

2. キャピタルゲイン

(1) 2018年1月以後の物価調整指数(Indexation Allowance)の凍結

現行制度上、課税対象資産(典型的な例としては不動産等)の売却の際にキャピタルゲインが発生する場合において、インフレを考慮し購入原価を現在の価値に割り引くことができる。しかし、財務大臣は2017年12月31日において物価調整指数の更新を停止することを発表した。課税対象資産の処分を2018年1月1日以後に行う場合においては、物価調整額に制限がかかることにより、課税所得が増加する可能性がある。

(2) 非居住者の不動産売却益に対する課税

政府は、現行制度上、居住用不動産だけに適用される既存の規制を拡大適用し、非居住者が所有する英国内に所在するすべての不動産を処分する際において発生したキャピタルゲインを課税対象とすることが発表された。ただし、2019年4月1日時点での不動産の評価替

えが行われるため、同日以後に発生する売却益のみが新しい課税制度の対象となる。

この規制は、非居住者による英国内の商業用不動産の処分を含めることにより、英国の課税ベースを拡大させることとなる。

これに伴い、2017年11月22日以後に締結された特定の取決めに対し、租税回避行動に対する規制(Anti-Forestalling Rule)が導入される。さらに、同規制はTAAR(targeted anti-avoidance rule)が設けられ、新しい規制の影響を受けずに不動産を売却することが主目的又は主目的の一つと考えられるすべての取決めに適用される。

(3) 支店に帰属する資産に関連した繰延収益に関する改正

現行制度上、英国会社の国外支店の事業及び資産が英国外のグループ会社に移転された場合に発生する課税所得の繰延処理が認められている。繰り延べられた課税所得は、移転された資産の処分又は資産を保有する会社の株式の処分が行われた時点で課税される。

今回の改正内容には、事業及び資産の移転後、国外会社の株式交換に伴う企業再編により、繰り延べられた所得が課税対象となることを防ぐ規定が含まれる。

3. 業種別項目

今回の予算案での発表には、主に次のような業種別項目が含まれていた。

デジタル経済

政府は、どのように法人税制度が経済の近代化に対応し、独自の方法で価値を生み出すデジタルビジネスに対し適切な課税措置をもたらすことができるのかという点についての見解をまとめた、政策方針書を発表した。同方針書に対する意見は2018年1月31日までに送付する必要がある。

また、OECD及びEUのデジタル経済に対する課税に関する審議への英国政府のコミットメントを強調した一方で、政府は国際的な合意が得られない場合には、一定の売上高を基準とした課税措置の導入を検討する権利を留保した。

石油ガス会社

石油ガス業界をサポートするために、2018年11月1日以降に締結する取引について、英国領内の石油及びガスの生産者のための新しいTransferable Tax History(TTH)制度が導入される予定である。新制度により、北海油田・ガス田を売却する企業は、過去の納税実績の一部を買い手に移転することができ、また、買手はTTHを石油・ガス施設の解体・撤去(decommissioning)時にかかる費用と相殺することができることとなる。政府は、当該制度が買手にとって、解体・撤去費用に対し損金算入可能となる金額がより明確になることを見込んでいる。

銀行

財務大臣は、銀行税(Bank Levy)の適用範囲において、英国に本店(Headquarter)を置く銀行については、

英国の貸借対照表上の負債総額に対してのみ課税されることを確認した。この改正は、2021年1月1日以後終了の会計期間から適用開始される。

4. コンプライアンス

(1) 大企業の分割納付制度に関する改正

2019年4月1日以後開始の会計期間より、一部の大企業の法人税の四半期分割納付制度を4カ月前倒しする改正内容についてはこれまで既に発表されていたが、当該改正は、課税所得が2,000万ポンドを超える企業が対象とされている。なお、2,000万ポンドの基準額は、全世界ベースのグループ内企業の数によって按分計算が必要となる。12カ月の会計期間の場合、期首から2カ月と13日後が第1回目の納付日、その後3カ月ごとに残り3回の納付が必要となる。

したがって、12月末決算会社の場合、納付期限は当該会計期間内の3月14日、6月14日、9月14日、12月14日となる。3月末決算会社の場合、納付期限は6月14日、9月14日、12月14日、3月14日となる。

(2) デジタル化

政府はこれまでに、企業、個人事業主及び地主について、電子記録の保存及びHMRCへの四半期ごとの報告義務を課す、税務のデジタル化に係る制度(Making Tax Digital for Business: 以下「MTDfB」)の法制化を進めている。2019年4月以後、MTDfBの対象は、年間85,000ポンド以上の売上高を有する企業のみとされ、VATに関する義務のみが対象と発表された。政府は今般、法人税に関連するMTDfBが導入されるのは早くとも2020年4月以後となる予定であることを発表した。

(3) 多数国間協定の策定

2016年11月に多数国間協定(Multilateral Instrument: 以下「MLI」)が公表され、現在までに英国を含む70カ国以上で採用、署名されている。MLIは租税回避の防止及び紛争解決の向上のために、租税条約(Double Taxation Agreement)の内容を修正するものとなっている。MLIが英国の租税条約を修正するためには、英国の法令として発効される必要がある。

5. 間接税

英国での課税売上に関する未払の付加価値税(VAT)について、HMRCがオンライン事業者に対して連帯責任を課す新たな制度が導入される予定である。その他の付加価値税に関する改正は、一般的には日系企業に大きな影響を与える可能性が低いものと考えられる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、
下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-service

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001